

ぐんまひや人選手権	力士の世界	日本	利用者機能	モバイル版
ぐんまの魅力	健康・福祉	宇宙・教育 文化・スポーツ	Foreign Language	音声読み上げ
観光	くらし・環境	商取 消費者・食品	おをえを 白 黒 青	文字サイズ 拡大 縮小
	しごと・産業 森林・土木	県政情報		

現在の位置：トマツバード > 情報公開 > 情報公開・個人情報保護 > 情報公開 > 群馬県情報公開審議会

開拓ページ

情報公開

「情報の公表」に関する事実

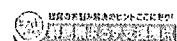
情報公開審議会議事録

情報公開審議会議事録

公文書開示等の実績状況

不正競争防止規約状況

マナー広告



ハナーハウス

お申込みの流れ内

最終更新日：2018年1月10日

[戻る]

[PDF]

## 群馬県情報公開審議会

### 1 名称

### 群馬県情報公開審議会

### 2 設置根拠法令等

群馬県情報条例（平成12年群馬県条例第83号）第10条

【参考】

- 第10条 次に掲げる事項について開設審議し、又は実施状況に意見を述べるため、群馬県情報公開審議会（以下「情報公開審議会」という。）を置く。
- (1) 情報公開に関する重要な事項
  - (2) 第6条に規定する情報の公表に対する申出に関する事項
  - (3) その他情報公開に関し、実施期間から諮問を受けた事項（個別請求に関するものを除く。）

### 3 設置年月日

平成12年6月11日

### 4 委員

- ・ 人数 5人
- ・ 任期 2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・ 氏名等

#### 群馬県情報公開審議会委員名簿（第9期）

氏名	役職等	備考
片桐美喜	大学准教授	
清水直樹	会社員（マスコミ関係）	
戸塚佳江	会社役員	
長安めぐみ	大学講師	
長谷川亮輔	弁護士	

※ 五十音順、敬称略

(任期：平成29年10月1日～平成31年9月30日)

### 5 会議の公開・非公開の別

原則として公開とする。

### 6 会議の開催予定

日時

平成30年1月11日（木）13時30分から15時30分まで

会場

群馬県161会議室

内容

- ・ 会長選出
- ・ 会長職務代理者指名
- ・ 群馬県の情報公開制度について
- ・ 群馬県情報公開条例の施行状況について
- ・ 審議会等の情報公開について
- ・ その他

#### 情報公開審議会の傍聴

- ・ 会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決議をした事項の審議は、非公開とします。
- ・ 傍聴定員 5名（先着順）
- ・ 傍聴の受付は、会議開会の30分前から開始します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。

### 7 会議録等

- ・ 第24回情報公開審議会議事概要
- ・ 第23回情報公開審議会議事概要
- ・ 第22回情報公開審議会議事概要
- ・ 第21回情報公開審議会議事概要
- ・ 第20回情報公開審議会議事概要
- ・ 第19回情報公開審議会議事概要
- ・ 第18回情報公開審議会議事概要
- ・ 第17回情報公開審議会議事概要
- ・ 第16回情報公開審議会議事概要
- ・ 第15回情報公開審議会議事概要
- ・ 第14回情報公開審議会議事概要
- ・ 第13回情報公開審議会議事概要
- ・ 第12回情報公開審議会議事概要
- ・ 第11回情報公開審議会議事概要
- ・ 第10回情報公開審議会議事概要

### 8 関係法規等

- ・ 群馬県情報公開審議会規則
- ・ 群馬県情報公開審議会審議要領
- ・ 群馬県情報公開審議会の会議の公開に関する取扱要領
- ・ 群馬県情報公開審議会の傍聴要領

このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2271  
FAX 027-223-2944  
E-mail [kenminsen@pref.gunma.lg.jp](mailto:kenminsen@pref.gunma.lg.jp)  
迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部 ([@pref.gunma.lg.jp](mailto:@pref.gunma.lg.jp)) を簡略化しております。

新規登録ボタンをクリックしてアカウント登録を行ってください。使いやすさのための機能

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話番号(代表): 027-223-1111 法人番号: 7000020100001

中国科学院植物研究所植物多样性与变化国家重点实验室，北京 100085



そうすると案内係の方がもう少し外へ出た方がよいのではないかでしょうか。せっかくお金が払っているのであれば、もう少し外に出たり活気を持ってやってもらった方がよいのではないかでしょうか。

(事務局)

正直なところ、県民センターの方から「こういう業務で」と提示して、それに対して業者が金額を示して契約をしていることから、割と低い額での契約になっている状況であります。県からはっきり示された以上のこととはやれないという感じであります。

(雅楽川委員)

割と低いというのは時給にしたらいくら位なのでしょうか。

(事務局)

実際に払っている金額は、分かりません。個々の労働契約まで見ていないので分かりませんが、給与はそれほど高くないだろうと思っています。

(雅楽川委員)

一度は交渉し直した方がよいかもしれないですね。役割について「こういうこともしていただきたい」とか。それから、ぐんまちゃんグッズですが、前に見たときよりも倍以上の広さになっているので、売れているということですよね。やはり、欲しい方が多くいらっしゃるようですので、もう少しごんまちゃんグッズもアピールされた方がよいのかなと思います。

(長谷川委員)

私もぐんまちゃんグッズを見に来たことが一度ありました。奥に行政資料があるとは知りませんでした。あれだけ行政資料を自由に見ることができるように聞いてあることは素晴らしいことだと思いますが、私も含めて、あそこは行政資料が置いてあるということを知らない人が多いと思いますので、何らかの機会に、県民センターに行けばこういう行政資料を見ることができるということをアピールしていただくのがよいのではないかと思います。それから、何の目的もない人に寄ってもらうことを目指すのか、ということを考える必要があります。ぐんまちゃんグッズを充実させれば、何となくそれを見に来る人が、ほかにも自が行くこともあると思いますので、そういう意味で、そこに情報発信コーナーを置くのはよいアイデアかもしれません。県民センターは、基本的には情報公開請求や行政資料を見るといった目的を持てる方のための場所だとすれば、情報発信コーナーの立派なパネルなど、あそこに置くためだけにあのパネルを作ったのだとしたら、少しもったいないと感じました。私はそうする必要はないと思っておりますが、目的がない人も来てもらいたいのか、その辺のコンセプトを考慮されたらよいのではないかと思いました。

(西村会長)

ここまで手間暇をかけて充実させるかですが、私は、群馬県の様々な情報を調べることができるのであれば、学生に利用させてそういう研究をするように勧めますし、私自身も何か調べ物をするのに利用して活用できればと思います。県民センターは、1階でやるイベントのついでに寄ってもらおうということでよいのか、群馬県の資料館ということで資料を充実させていくことを考えるのか、どのように県民センターを活用させるべきなのか少し考える必要があると思います。

(事務局)

今回検討するに当たって、所内でも考えていたところですが、現時点では資料1で示したところまでが検討の結果です。ただし、外部の方に見えていただけ、どういう方向性がよいのではないかとか、情報公開条例の視点から情報の公表や情報の提供のコーナーをもう少し増やした方がよいのではないかとか、そういう御意見をいただければ、所内で検討したいと思っております。

(片岡委員)

資料を収蔵してしまうと、目的のものがある人にとっては良いと思いますが、学習目的で訪れる方にとては、現状のように開架式になっていた方が見やすいと思いますし、情報公開という視点でも、現状の開架式がよいのかなと思いました。また、収蔵してしまうと案内員の専門性が必要となります。物知りステーションなどは、観光案内の側面もあり、あれはあれで良いと思いますし、本当に行政資料を読みたい方と、お土産など、ぐんまちゃんグッズや観光情報などライトな情報を知りたい方と、それに対して知つてもうらための工夫をした方がよいと思いました。例えば、案内員の業務を見直す中で、県庁に来られた方を案内するツアーミたいなものをやって、その時に県民センターを最後に案内して、グッズの販売やパンフレットなどを誘導してもよいのかなと思いました。観光のような形で誘導することや、開業資料を専門的に調べたい方のために、それはしっかりと施しておくというような感じで考えてよいのではないかと思いました。

(清水委員)

3階にも観光情報があると思いますが、それと県民センターとの接続分けはどのように考えていますか。

(事務局)

3階は観光情報であり、県民センターは事業のチラシなど、県の事業として知って欲しいものを配架しているのですが、重なっているものもあります。

(清水委員)

双方で、それぞれに誘導するような案内も必要ではないかと思います。

(片岡委員)

現在、展望に県民センターの案内はありますか。

(事務局)

無いです。展望には案内板が一人いて、そこでよくある質問としては、「あの山は何处ですか」とか「ここからスカイツリーは見えますか」とか、そういうことに応えております。それから、展望には、保育園の園児などが、園の行事で来ることが多いのですが、階段などで危ないこともあります。そういう時に注意したりすることが多くなっています。

(片岡委員)

表示などでも構わないで、県民センターには行政資料やパネル、パンフレット、グッズの販売があるという案内があるとよいのではないかと思います。

(雅楽川委員)

逆にぐんまちゃんのお店を展望に上げてしまふというはどうでしょうか。

(事務局)

以前、ワゴンみたいなものを置いてあったこともあったようですが、あまり売れなかったということと、生協から持るので商品管理が大変だったということもあって、展望はやめて県民センターでの販売になったという経緯があるようです。現状の2階ですと、生協からの依頼を受けて、県民センターがお金のやり取りをやっていますが、展望ですとそれができなくなってしまいます。

(西村会長)

色々な企画展示がありました。これは県民センターから各所属に依頼して定期的に展示をしているのでしょうか。

(事務局)

はい。県民センターから各所属に対して、上期と下期に分けて開会し、希望された所属から事業の時期と合わせた期間で申し込みがありますので、その各所属の希望をうまく組み合わせて、展示しています。

(西村会長)

先ほどは、あまりじっくりと見ることができませんでしたが、一般的にあのような展示はつまらないことが多いので、ふらっと来た方が見て興味を持ってもらえるようなテーマであるとか、見せ方とか、ある意味で各所局にとっては負担になる部分もあると思いますが、そこに工夫の余地があると思います。群馬県の活躍したスポーツ選手など、好きな人にどってはすごく興味を持つものかなと思いました。ただ漠然と各所局に照会するではなく、その時期ごとにテーマを設定するなどして、見せ方を工夫するのがよいと思いました。

(雅栄川委員)

そもそもあの1つの部屋に専門家と一般の人が出入りすることができる空間という点に、そのコンセプトは何だろうと疑問に思います。

(片岡委員)

県民センターへの来場者の内訳は、グッズや観光情報を少し見たいといった入口側を目的とする方と、行政資料コーナーを目的とする方で、印象としてどれ位の比率になりますか。

(事務局)

奥まで行く人は特定の方が多くて、優香会社の方が医療法人や社会福祉法人の決算書などを見に来るなども多いのですが、人数としては、入口側の方が多いです。この年末年始でも、子ども連れの御家族の方が多かったように思えます。

(片岡委員)

8対2くらいですか。

(事務局)

入口側の方は滞在時間が短いですが、奥の方に行く方は時間をかけて長く居る感じではあるのですが、人数の割合となると8対2又は7対3という印象です。

(西村会長)

受付で何か書いたりしていませんが、カウントしたりするのですか。

(事務局)

はい。

(雅栄川委員)

これについては、部内でもう少し検討した方がよいのではないかでしょうか、きちんとPDCAを立てて、何が課題なのか、どう行動しようかを考えて、その上で分からぬことを一般の人や専門家に聞くという感じで進めた方がよいと思います。

(西村会長)

これは、今後いつまでに綱をまとめて改善しようとしているのでしょうか。

(事務局)

今年度末までに今後の方向性として在り方をまとめまして、来年度以降に実際に改善したり、必要があれば予算要求をするという考え方です。そのため、今年度末までに厅内で意見を聞いたりして考えをまとめていく予定です。

(雅栄川委員)

県庁は、年明けに働くことが増えたように思います。もう少し計画を立てて、1年かけてアンケートをとるなど考えた方がよいと思います。

(西村会長)

あとは、学生たちが調べるために利用させていただくとすると、開講資料とは別にデータベースのようなものがあって、パソコンで色々なデータを見ることができるようになっていると、より良いと思います。

(長谷川委員)

情報発信コーナーは内容もそうですが、あれは一般の方に見ていただきたいのでれば、人気があるぐんまちゃんグッズを奥にして必ずそこを通すように配置してもよいのかなと思いました。

(西村会長)

各委員から様々な御意見がありましたので、是非部内で検討していただきて、どのように改善をしたのか実際の変更点などを今後聞かせいただければと思います。

(事務局)

色々と御意見を頂きましたので、その点について検討したり厅内の意見を聞いたりして、年度末までに方向性をまとめていきたいと思います。

(西村会長)

では、本説明への御質問、御意見は終了したいと思います。

## (2) 群馬県情報公開条例の施行状況について

(西村会長)

続いて、流事の(2)「群馬県情報公開条例の施行状況について」事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料2」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

請求拒否とは、どのようなものがありますか。

(事務局)

請求拒否の例としては、審査のある請求などで、権利の濫用に当たるものは請求を拒否することがあります。

(西村会長)

不存在や存否答拒否、取下げの件数は、どのような内訳でしょうか。

(事務局)

詳細な資料が手元に無いので大まかな内訳ですが、不存在が大半を占めています、取下げが30件前後、存否答拒否が10件前後といった状況です。

(西村会長)

近年、訴訟になったケースはありますか。

(事務局)

平成13年前には何件かありました、最近はほとんど無いと思います、ただし、今年度に入ってから審査請求でなく訴訟をするという話を聞いた案件がありましたが、訴訟になった場合、県民センターに報告することになっていないものですから、こちらで承知していないものがあるかもしれません。

(長谷川委員)

公文書提供制度について、申出件数も提供した公文書数も増加しているということですが、その理由は、制度の対象となる公文書が増えたからなのか、制度の周知などにより請求者が増えたからなのか、両方あるとは思います、どのように分析されてますか。

(事務局)

この制度を利用する方が求める公文書として圧倒的に多いのが食品営業許可関係と理美容所等構造確認関係になりますが、その件数が増えていることが主な理由だろうと考えております。一方で、制度の対象となる公文書の主なものをリスト化してホーム

ベースに掲載しておりますが、制度を所管する県民センターとしても対象公文書を増やすべく各所管に働きかけをしていますが、今のところ新たに対象とした公文書でニーズの高いものはあまりないのが実情です。

(西村会長)

不存在等件数について、平成25年度が300件、平成26年度が211件ですが、昨年度は155件と減少しているのは何か考えられる理由がありますか。

(事務局)

例えば、請求された公文書が、何らかの申請内容をまとめたものであって、その申請が当該月に発生しなかった場合に、作成も取得もしていないことを理由に不存在となるケースがありますが、そのような請求が多ければ、不存在決定の件数が増えます。また、窓口での請求であれば、その場で公文書の有無を確認してから請求にいたる場合が多いので、請求者が求める公文書を保有していない旨をその理由と共に当該請求書に説明することで、請求者が納得して開示請求をしないケースもあります。一方で、事前に確認をせずにFAXや電子申請などで請求するケースもありますので、その場合、事前のやり取りがないことから、不存在決定の件数が増えることに繋がると思います。

(西村会長)

本来保存すべき文書が保存されていないために不存在になるケースが多いことは問題だと思います。文書によつては、本来は保存期間を定めておかなければならぬと思いますが、それが定められておらず被棄してしまったとか。この不存在決定の内訳は、どのようなものでしょうか。その公文書が当然に存在しないものなのか、過去には存在したが請求時点では存在しなかったものなのか、そういうことは分かりますか。

(事務局)

本条例に基づいて決定した決定通知書の写しを県民センターで取りまとめていますが、それを見る限り、当該公文書が廃棄済みであることを理由とした不存在はほとんど無い状況です。圧倒的に多いのは「作成も取得もしていない」という理由によるものです。

(片岡委員)

公文書開示審議会における諮問案件の処理状況ですが、繰り越し件数が毎年一定数あると思いますが、どのような状況により繰り越されるのでしょうか。

(事務局)

公文書開示審議会は外部委員で構成する審議会ですが、各案件の審査は1回限りではなく複数回にわたります。また、対象公文書の分量が大量であれば、それだけ審査の回数を増やして各情報の非開示情報該当性などを審査しています。そのため、職員が集中的に審査をするような性質のものではないことから、どうしても時間がかかるてしまふ状況であります。また、時期的なことを考慮すると、審査請求自体を年度当初に新規案件がすべて出そろわけではありませんので、審査請求がされた日によっては確実に残り越すものが出てきます。

(西村会長)

平均的な審査期間はどれ位でしょうか。

(事務局)

各案件ごとに審査を要する時間が大きく異なります。明らかに存在しない公文書を不存在とした事業であればそれ程の時間を要しませんが、膨大な量の公文書で墨塗り部分が大量にあれば、その一つ一つの墨塗りについて原処分の判断が妥当であるかを逐一に照らして審査しますので、審議会で何回審査するかによって、最終的な審査期間が変わってくるというのが実情です。

(西村会長)

1年以上のものも結構あるのでしょうか。

(事務局)

審査会の間隔が1か月から2か月に1度の間隔ですので、黒塗りが多い事業で、5、6回審査することになれば、審査の期間だけでかなりかかります。また、審査の前に、それぞれの当事者から主張書面を出してもらう期間を要するので、それらを合わせると1年以上かかるものも発生します。

(西村会長)

平成27年度は、例年よりも繰り越し件数が多いですね。

(事務局)

昨年度の不服申立ては、下期にされたものが多かったように思います。なお、現在もそうですが、公文書開示審議会は平成17年度から平成20年度頃までは諮詢件数が多く2つの部会で審査していたため、年間200件程度処理がでてきておりました。あとは諮詢案件が少ない年もありますので、繰り越しの件数などはその年の状況によって様々です。

(西村会長)

ほかに質問等がなければ、様いで「県民意見提出制度の実施状況」について事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行つた。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(片岡委員)

意見に対して原案の修正を行つたものと行つていないものがありますが、修正するか否かの判断は、実施主体である各所管がするのでしょうか。

(事務局)

基本的に各所管で判断しています。

(濱水委員)

意見がゼロという案件も多いので、各所管でさらなる工夫が必要だと思いますが、どのように考えていますか。

(事務局)

条例や規則の一部改正など、一般の方が意見を出しづらい内容のものもあるので、周知方法の工夫により意見を出してもらうようにするには、ある程度隙間があると感じることもあります。

(雅樂川委員)

具体的には、どのような方法で周知していますか。

(事務局)

ホームページへの掲載、県民センターや行政県税事務所への配架、実施主体の所属や関係する地域機関での配架などをしています。

(事務局)

また、その分野の関係団体がある場合には、当該団体に周知したり、関係する審議会の委員に周知するケースもあります。

(長谷川委員)

県が原案を作成するに当たって、事前に関連団体と協議して作成しているから、関連団体からパブコメで意見が出ないような状況もあるのでしょうか。

(事務局)

おそらく、そういうものもあると思います。

(長谷川委員)

バブコメの実施は各所轄で判断していると思いますが、県民センターで差別することはないのでしょうか。

(事務局)

要約で実施を義務づけているものもありますが、それに該当しないものでも所轄の判断でできるようになっていますので、県民センターから各所轄に対して「この案件はバブコメをやらないともよいのではないか」と言うようなことはありません。ちなみに、県民センターでは、各案件におけるバブコメの実施が義務なのか任意なのかの確認を今までしていませんでしたが、今年度からその報告を求める様式に改正していますので、その所轄の判断が分かるようにしています。

(西村会長)

ほかに質問等なければ、以上をもって、本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

### (3) 審議会等における会議の公開について

(西村会長)

事務局から、まずは説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

全般的な傾向としては、平成26年度よりも平成27年度の方がより会議の公開が進んでいることが資料から分かりますが、会議結果の概要として一部しか公開していないものは、会議の性質によって公開が適さないものなのか、そうではないのか、どのような状況になっていますか。

(事務局)

会議の性質によって一部分のみの公開にならざるを得ないものもあると思いますが、状況については分析できていません。

(西村会長)

その辺について、今後分析していただければと思います。

(雅楽川委員)

会議の公開が進んだのはよかったと思いますが、まだ完全ではないので、府内への周知を工夫するなど継続して取り組んでいただき、さらに改善を続けていくことができれば、より公開率が上がると思います。

(西村会長)

ほかに質問等がなければ、以上をもって本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

### (4) その他

(西村会長)

最後に、議事第4「その他」についてですが、事務局から説明をお願いします。

■事務局から、「資料5、6」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

特にないようですので、以上で予定しておりました議題はすべて終了しました。委員の皆様方には、本部議会の円滑な運営に御協力頂きありがとうございました。

以上をもって議事を終了し閉会した。

資料

- ・ 県民センターの在り方について 資料1 (PDF: 430KB)
- ・ 公文書開示等の実施状 資料2 (PDF: 199KB)
- ・ 県民意見提出制度の実施状況(27年度) 資料3 (PDF: 192KB)
- ・ 市議会等における会議の公開について 資料4 (PDF: 137KB)
- ・ 群馬県情報公開条例一部を改正する条例新旧对照表(平成28年群馬県条例第25号) 資料5 (PDF: 111KB)
- ・ 群馬県情報公開条例一部を改正する条例新旧对照表(平成28年群馬県条例第25号) 資料6 (PDF: 65KB)

### このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2271

FAX 027-223-2944

E-mail kenminsen@pref.gunma.lg.jp

迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部(@pref.gunma.lg.jp)を画像化しております。

[群馬県ホームページについて](#) [使いやすさへの配慮](#) [サイトマップ](#) [府庁舎のご案内](#) [県へのお問い合わせ窓口](#)

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話番号(代表): 027-223-1111 法人番号: 7000020100005

【他の機関の会議の検索】や【会議】は群馬県議会と県議会議員の会名を含む検索結果を表示します。(c) 2017 群馬県